

奈良県行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用等に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和七年六月十三日

奈良県知事 山下 真

奈良県規則第一号

奈良県行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用等に関する条例施行規則の一部を改正する規則

奈良県行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用等に関する条例施行規則（平成二十九年三月奈良県規則第六十七号）の一部を次のように改正する。

第二条第二項から第五項までを削り、同条第六項中「別表第一の六の項」を「別表第一の二の項」に改め、同項を同条第二項とし、同条第七項から第九項までを削り、同条第十項中「別表第一の十の項」を「別表第一の三の項」に改め、同項を同条第三項とする。

第三条を削る。

第四条の見出し中「別表第三」を「別表第二」に改め、同条第一項中「別表第三の三の項」を「別表第二の三の項」に改め、同項第一号中「生活保護実施関係情報」を「生活保護法（昭和二十五年法律第四百四十四号）第十九条第一項の保護の実施、同法第二十四条第一項の保護の開始若しくは同条第九項の保護の変更、同法第二十五条第一項の職権による保護の開始若しくは同条第二項の職権による保護の変更又は同法第二十六条の保護の停止若しくは廃止に関する情報（以下「生活保護実施関係情報」という。）」に改め、同条第二項から第四項までを削り、同条第五項中「別表第三の七の項」を「別表第二の四の項」に改め、同項を同条第二項とし、同条を第三条とする。

附 則

この規則は、令和七年六月十六日から施行する。